

長崎県告示第706号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、港湾の保全上支障のある行為を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件を次のとおり指定し、これらの指定は平成22年9月1日から適用する。

なお、港湾法に基づく港湾の保全上支障ある行為を禁止する区域及び同区域内において放置等の行為を禁止する物件の指定（平成13年長崎県告示第353号の4）及び港湾法に基づく放置等禁止区域の指定（平成17年長崎県告示第491号）は、廃止する。

関係図面は、長崎県土木部港湾課及び当該港湾を管理する振興局に備え置く。

平成22年 7 月 30 日

長崎県知事 中村 法道

港湾名	放置禁止区域	放置禁止物件
長崎港、高島港、伊王島港、茂木港、太田尾港、脇岬港、古里港、長与港、時津港、小口港、神ノ浦港、池島港、久山港、大村港、城ノ下港、田結港、小長井港、島原港、多比良港、神代港、口ノ津港、西郷港、小浜港、須川港、堂崎港、宮浦港、瀬川港、面高港、太田和港、七ツ釜港、瀬戸港、大瀬戸柳港、肥前大島港、崎戸港、松島港、早岐港、彼杵港、川棚港、江迎港、臼の浦港、佐々港、平戸港、川内港、古江港、調川港、松浦港、田平港、福島港、下田港、床浪港、大島港、神崎港、福江港、枕島港、芦ノ浦港、富江港、玉ノ浦港、浜窄港、岐宿港、相の浦港、有川港、榎津港、曾根港、小瀬良港、若松港、郷ノ首港、青方港、郷ノ浦港、森ノ浜港、勝本港、印通寺港、厳原港、小茂田港、竹敷港、仁位港、仁田港、鹿見港、佐須奈港、比田港、曾ノ浦港、峰港	港湾区域、港湾隣接地域、臨港地区及び港湾法第2条第6項の規定により国土交通大臣の認定した港湾施設の区域（港湾管理者が管理するものに限る。）	1 船舶及びその部品 2 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項から第4項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条8項に規定する使用済自動車並びにこれらの部品 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物

長崎県告示第707号

証紙売りさばき人の指定（昭和41年長崎県告示第752号）の一部を次のように改正する。

平成22年 7 月 30 日

長崎県知事 中村 法道

表中39の項中

「 代表理事組合長 根津 廣次 」 を 「 代表理事組合長 原田 義治 」 に改める。

長崎県告示第708号

長崎県教育委員会関係補助金等交付要綱（平成20年長崎県告示第522号）の一部を次のように改正し、平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

平成22年 7 月 30 日

長崎県知事 中村 法道

別表の5学芸文化課関係の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から8の項までを1項ずつ繰り上げる。